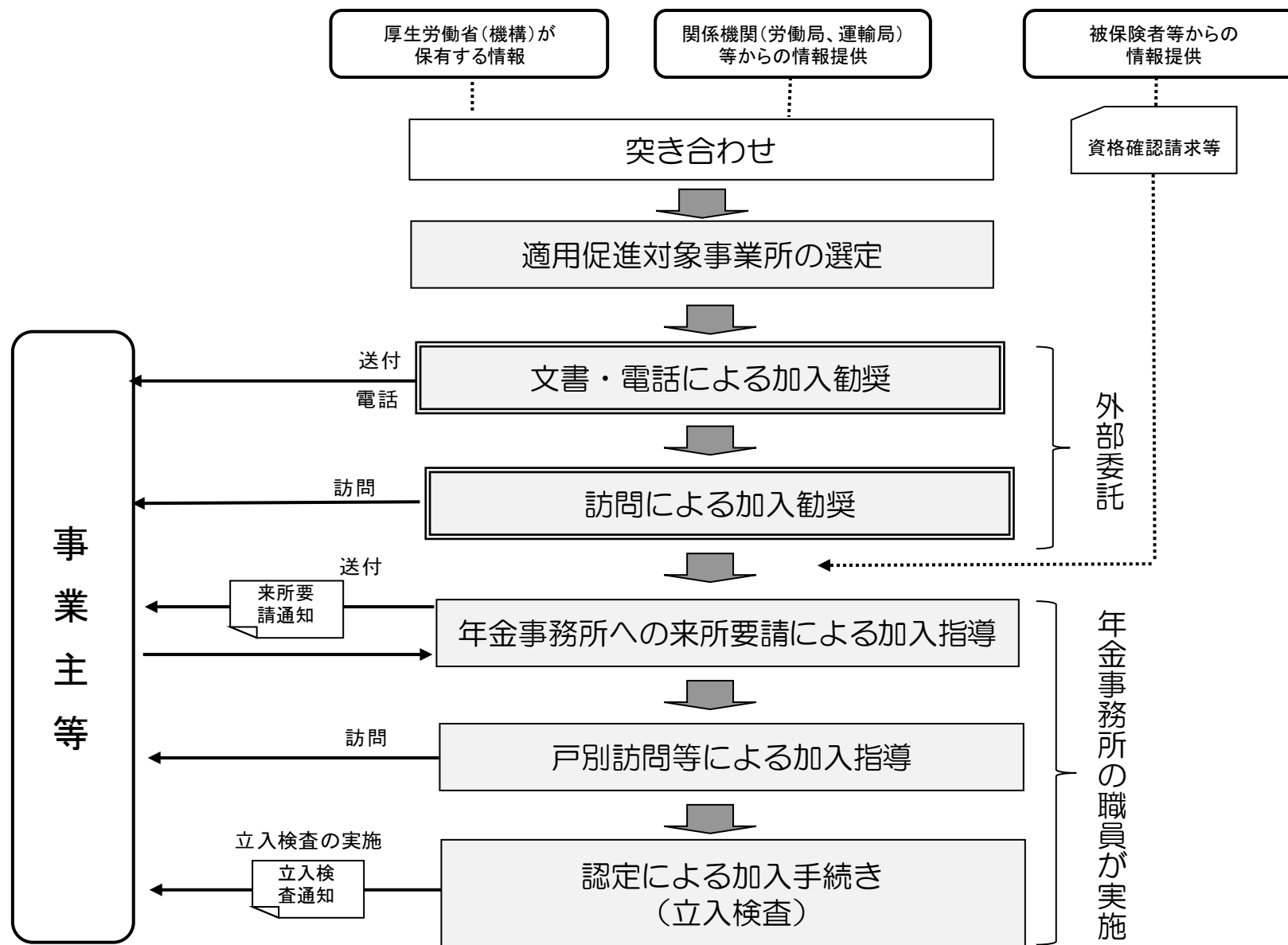


厚生年金の適用・徴収業務について

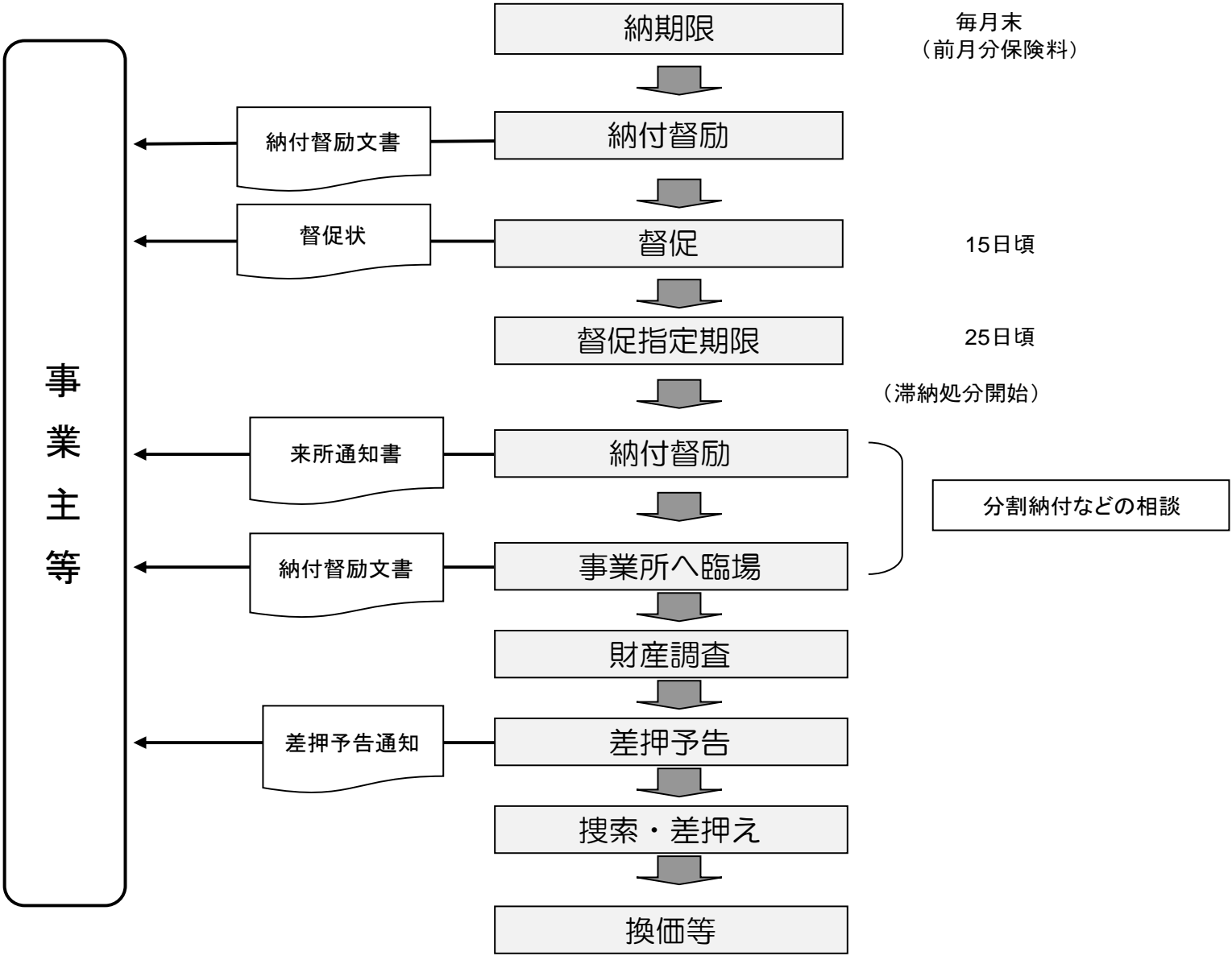
1. 厚生年金の適用促進業務のフロー	1
2. 厚生年金保険料収納業務(滞納処分含む)のフロー	2
3. 厚生年金保険等の適用促進に係る平成23年度行動計画(機構全体版)	3
4. 厚生年金保険等の収納に係る平成23年度行動計画(機構全体版)	5
5. 未適用事業所に対する適用促進事業(加入勧奨、強制適用等)の実績の推移	7
6. 規模別適用事業所数の推移	8
7. 未適用事業所数の推移	9
8. 保険料収納率等の推移	10
9. 規模別滞納事業所(現存事業所)の推移	11
10. 適用事業所規模別滞納事業所割合	11
11. 厚生年金保険の適用事業所の適用拡大の経緯	12

平成23年7月26日
厚生労働省年金局・日本年金機構

1. 厚生年金・健康保険の適用促進業務のフロー



2. 厚生年金保険料収納業務（滞納処分含む）のフロー



3. 厚生年金保険等の適用促進に係る平成23年度行動計画（機構全体版）

1. 対象期間

平成23年4月～平成24年3月

2. 機構全体の目標

- (1) 適用促進に関する各種取り組みについて、平成18年度の実績水準を回復することを目標とする。
- (2) 未適用事業所に係る適用促進の中心的な施策となる「訪問による重点的加入指導」対象事業所の目標数は13,000事業所以上と設定する(※)。なお、訪問による重点的加入指導等の対象事業所の選定は、次のような考え方に沿って行う。

ア 訪問による重点的加入指導の対象事業所

関係機関等からの情報提供や被保険者となるべき者から資格の確認請求が行われた事業所は必ず対象とするほか、従業員規模が大きい事業所から優先的に実施する。(※)

イ 立入検査による「認定による加入手続」の対象

訪問による重点的加入指導を3回実施しても加入手続に応じない事業主に対しては、必要に応じて立入検査や認定による加入手続を行う。

(※)重点的加入指導のうち、来所要請については効果が見込めないことから、重点的加入指導についてはその大半を訪問によることとして目標を設定する。

- (3) 適用事業所に対する事業所調査については、適用事業所総数の1/4相当以上(特別の事情がある年金事務所については1/6相当以上とする。)の事業所数を目標として設定する。
- (4) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における被災地域の年金事務所については、目標数について特別の措置を講ずるとともに、実績評価に当たっては、被災後の復旧・復興状況を十分配慮するものとする。

4. 目標達成のための主要な取り組み

(1) 本部

- ① 6月を目途に厚生年金適用対策要員として大都市部を中心に准職員を各年金事務所に追加配置する。
- ② 業者委託による加入勧奨を促進するため、成功報酬などの委託条件を見直す。なお、早期の調達を行うため、調達主体は機構本部とする。

- ③ 厚生年金保険適用事業所と雇用保険適用事業所の全件突合を実施する。
- ④ 研修センターにおいて適用調査担当課職員の実務研修を実施する。

(2) ブロック本部

- ① 行動計画の策定について必要な助言・指導をするとともに、年金事務所から提出された行動計画等が、策定手順書に沿ったものとなっているかどうか点検を行う。また、年金事務所から提出される月次報告等に基づき、取り組みが遅れている年金事務所に対して、原因を聴取し、必要な改善策を指導する。
- ② 適用調査担当課等実務経験がない職員を対象に、法令や事務の実施手順等の基礎的な集合研修を1回1日程度で実施するほか、経験の浅い課長に対し、事務所訪問による実務指導を実施する。
- ③ 外部委託による加入勧奨において、委託先の業者から週次で、進捗状況の報告を受け、必要な指導を行う。
- ④ 重点的加入指導対象事業所に対し、年金事務所が立入検査を実施する場合には、同行指導(機構発足後、立入検査を行った経験のない事務所に限る。)を行う。

(3) 年金事務所

- ① 別途示す年金事務所行動計画策定手順書に沿って行動計画を作成し、ブロック本部を通じ本部に提出し、内容の確認を受ける。
- ② 確認を受けた行動計画に基づき、各種事業の計画的な推進に努める。

4. 厚生年金保険等の収納に係る平成23年度行動計画(機構全体版)

1. 対象期間

平成23年4月～平成24年3月

2. 機構全体の目標

- (1) 未適用事業所への適用対策の進捗状況を踏まえ、確実に保険料収入を確保する。
- (2) 口座振替実施率について、22年度と同等以上の水準を確保する。
- (3) 納付期限内収納の確保に努めるとともに、新たな滞納事業所を発生させないため、初期手順に基づく納入督促の徹底を図り、新規発生した滞納事業所については、早期の滞納解消に努める。
- (4) 時効中断措置の全件実施を確実に行うなど、保険料債権の確実な管理に努めるとともに、差押など適正かつ計画的な滞納処分を推進する。
- (5) 執行停止及び不納欠損については、適正かつ計画的に実施する。

3. 目標達成のための主要な取り組み

(1) 本部

- ① 6月を目途に厚生年金徴収対策要員として大都市部を中心に准職員を各年金事務所に追加配置する。
- ② 徴収職員に対して、研修センターにおいて集合研修を実施する。
- ③ 月次報告等に基づき、取り組みが遅れている年金事務所に対する指導・支援を行うようブロック本部に対して依頼する。
- ④ 健保協会と日本年金機構の連名によって、健康保険料、厚生年金保険料及び子ども手当に係る拠出金の納付促進のチラシを作成し、健保協会から事業所に対して送付、配布する。

(2) ブロック本部

- ① 行動計画の策定について、必要な助言・指導をするとともに、年金事務所から提出された行動計画等が、作成マニュアルに沿ったものとなっているかどうか点検を行う。また、年金事務所から提出される月次報告等に基づき、取り組みが遅れている年金事務所に対して、原因を聴取し、必要な改善策を指導する。

- ② 未経験職員に対し、法令や事務の実施手順等の基礎的な集合研修を1回1日程度で実施するほか、経験の浅い課長に対し、事務所訪問による実務指導を実施する。
- ③ 財務大臣(国税庁)への滞納処分等の権限委任を行う予定の全ての事案について委任要件の審査をするとともに、必要に応じて、事務所と共同で搜索や差押えを実施する。また、管轄の国税局と委任事案についての事前照会等の調整を行う。
- ④ 上記以外の事案であっても、大口案件(滞納月数24か月以上、滞納金額5000万円以上を目安としてブロック本部の実情に合わせて設定)の調査、搜索を前提とした調査、大口倒産の場合の調査等について必要に応じて支援を行う。

(3)年金事務所

年金事務所行動計画策定手順書(マニュアル)に沿って行動計画を作成し、目標を達成するために、各種事業の計画的な推進に努める行動計画の作成、実施に当たって留意すべき事項については、行動計画策定手順書(マニュアル)に示すので、これを参考とする。
なお、東北地方太平洋沖地震の被災地の年金事務所の実績評価に当たっては、被災後の復旧・復興状況を十分配慮するものとする。

5. 未適用事業に対する適用促進事業(加入勧奨、強制適用等)の実績の推移

指標名		単位	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
新規適用事業所数		事業所	80,059	78,467	69,403	63,143	67,300
全喪事業所数		事業所	41,634	40,121	41,366	40,532	54,629
適用事業所数 (年度末現在)		事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578
未適用事業所数 (年度末現在)		事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935
被保険者数 (資格取得分)		人	7,254,341	7,424,684	6,912,060	5,931,391	5,971,161
被保険者数 (資格喪失分)		人	6,448,290	6,642,565	6,998,244	6,149,588	5,808,127
被保険者数 (年度末現在)		人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013
適用 対策	外部委託による文書・電話勧奨事業所数	事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741
	外部委託による訪問加入勧奨事業所数	事業所	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957
	来所要請による重点加入指導実施事業所数	事業所	8,657	1,030	595	1,575	2,894
	戸別訪問による重点加入指導実施事業所数	事業所	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556
適用対策を講じた結果、適用した事業所数		事業所	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808
上記の内、認定による加入手続事業所数		事業所	87	73	21	34	71
事業所調査事業所数		事業所	460,916	206,652	45,933	47,402	157,477

6. 厚生年金 規模別 適用事業所数

	昭和 60 年 10 月		平成2年 10 月		平成7年 10 月	
	総数	構成比 100%	総数	構成比 100%	総数	構成比 100%
総数	1,024,430	100%	1,374,916	100%	1,603,912	100%
5 人未満	278,340	27.2%	509,322	37.0%	682,735	42.6%
5 人～29 人	598,194	58.4%	706,534	51.4%	753,425	47.0%
30 人～99 人	107,791	10.5%	114,592	8.3%	120,602	7.5%
100 人以上	40,105	3.9%	44,468	3.2%	47,150	2.9%

	平成 12 年 10 月		平成 17 年 10 月		平成 22 年 9 月	
	総数	構成比 100%	総数	構成比 100%	総数	構成比 100%
総数	1,681,546	100%	1,635,960	100%	1,759,215	100%
5 人未満	821,345	48.8%	837,799	51.2%	985,273	56.0%
5 人～29 人	700,979	41.7%	640,936	39.2%	616,817	35.1%
30 人～99 人	114,175	6.8%	110,760	6.8%	108,990	6.2%
100 人以上	45,047	2.7%	46,465	2.8%	48,135	2.7%

7. 厚生年金 規模別 未適用事業所数

	平成 20 年 3 月末		平成 21 年 3 月末		平成 22 年 3 月末		平成 23 年 3 月末	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	100,470	100%	103,247	100%	111,990	100%	107,935	100%
5 人未満	82,309	81.9%	85,478	82.8%	94,424	84.3%	91,951	85.2%
5 人～19 人	17,314	17.2%	16,939	16.3%	16,637	14.8%	15,023	13.9%
20 人以上	847	0.8%	830	0.8%	929	0.9%	961	0.9%

8. 保険料収納率等の推移

指標名		単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
保険料決定額 (過年度分を含む) ①	厚生年金保険	億円	212,612	222,672	230,627	226,932	232,430	
	協会管掌健康保険	億円	67,752	69,251	68,052	65,480	74,985	
	船員保険	億円	670	659	655	596	387	
保険料収納額 (過年度分を含む) ②	厚生年金保険	億円	209,834	219,690	226,905	222,409	227,253	
	協会管掌健康保険	億円	66,403	67,759	66,181	63,194	72,243	
	船員保険	億円	621	615	611	551	344	
不納欠損額③	厚生年金保険	億円	259	206	157	228	407	
	協会管掌健康保険	億円	122	102	80	117	201	
	船員保険	億円	6	3	3	4	5	
収納未済額 ①－②－③	厚生年金保険	億円	2,519	2,776	3,565	4,295	4,770	
	協会管掌健康保険	億円	1,227	1,390	1,791	2,169	2,541	
	船員保険	億円	43	41	41	41	38	
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	%	98.7	98.7	98.4	98.0	(97.9)	97.8
	協会管掌健康保険	%	98.0	97.8	97.2	96.5	(96.5)	96.3
	船員保険	%	92.6	93.3	93.3	92.4	(89.1)	88.9
滞納事業所数		事業所	108,070	123,655	147,171	162,423	162,461	
差押え事業所数		事業所	15,613	12,879	10,483	8,250	13,707	
口座振替実施率	厚生年金保険	%	84.0	83.5	81.9	81.2	81.6	
	協会管掌健康保険	%	85.5	84.6	82.8	81.5	82.1	
	船員保険	%	56.4	56.1	55.6	52.1	68.4	

(注)22年度の収納率()書きは、納期限が延長された被災5県の2月分保険料を除いた収納率を計上しています。

9. 規模別 滞納事業所数(現存事業所)の推移

	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	数	構成比 100%	数	構成比 100%	数	構成比 100%
総数	121,035		136,007		134,904	
5 人未満	85,597	70.7	98,158	72.2	98,021	72.6
5～19 人	28,451	23.5	30,691	22.6	30,187	22.4
20 人以上	6,987	5.8	7,158	5.2	6,696	5.0

10. 適用事業所規模別滞納事業所割合

(%)

事業所規模	18 年度末	19 年度末	20 年度末	21 年度末	22 年度末
5 人未満	6.48	7.64	9.22	10.23	9.95
5 人～19 人	4.18	4.50	5.07	5.57	5.56
20 人～49 人	2.82	3.14	3.64	3.89	3.70
50 人以上	1.38	1.62	2.00	1.97	1.80

1 1. 厚生年金保険の適用事業所の適用拡大の経緯

事業所の区分	業種の区分	5人以上	5人未満
法 人 事 業 所	適用業種 (物の製造加工など16業種)	○	◎ (S62.4~ 3人・4人 S63.4~ 1人・2人)
	非適用業種	◎ (S61.4~)	◎ (S62.4~ 3人・4人 S63.4~ 1人・2人)
個 人 事 業 所	適用業種 (物の製造加工など16業種)	○	×
	非適用業種	×	×

○=昭和60年改正前から適用、◎=昭和60年改正で適用拡大された、×=任意適用

厚生年金の適用拡大に関する附帯決議等

○昭和 40 年改正 衆議院における附帯決議(抄)

政府は、厚生年金保険制度の改善拡充に一層努力し、特に左記事項については特段の考慮を払い、早急に適切な措置を講ずるべきである。

記

三 五人未満事業所に対する厚生年金保険の適用については、改正法公布後二年を超えない期間内に立法化を図るよう努力すること。
※参議院においても、衆議院と同趣旨の附帯決議が附された。

○昭和 44 年改正 附則第二条の二の追加

(適用事業所の範囲の拡大)

第二条の二 政府は、常時五人以上の従業員を使用しないことにより厚生年金保険の適用事業所とされていない事業所について、他の社会保険制度との関連も考慮しつつ、適用事業所とするための効率的方策を調査研究し、その結果に基づいて、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

○昭和 46 年改正 衆議院における附帯決議(抄)

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 五人未満事業所の従業員に対する厚生年金保険の適用については、他の社会保険制度との関連も考慮しつつ、すみやかにこれを実現するよう努めること。

※参議院においても、衆議院と同趣旨の附帯決議が附された。

※昭和 48 年改正においても、両院で同趣旨の附帯決議が附された。

○昭和 50 年改正 衆議院における附帯決議(抄)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

十一 五人未満の事業所に対する厚生年金保険の適用を検討すること。

※参議院においても、衆議院と同趣旨の附帯決議が附された。

※昭和 51 年改正においても、両院で同趣旨の附帯決議が附された。

○昭和 52 年改正 衆議院における附帯決議(抄)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

八 五人未満事業所の従業員に対する厚生年金の適用の問題について、具体的方策を樹立し、適用の促進に努めること。

※参議院においても、衆議院と同趣旨の附帯決議が附された。

※昭和 53 年・昭和 54 年・昭和 55 年・昭和 56 年・昭和 57 年改正においても、両院で同趣旨の附帯決議が附された。

○ 昭和 60 年改正

「国民年金法等の一部を改正する法律」において厚年の適用拡大を措置。(昭和 61 年4月施行)